

交付対象の拡大と奨励金上限額の拡充  
を来年度も継続します！

## らくなん進都内の企業立地を促進するための 土地所有者奨励金の交付対象者募集

京都市では、新しい京都を発信するものづくり拠点である「らくなん進都」(※)のまちづくりを推進するため、先端技術産業をはじめとするものづくり企業の積極的な誘致に取り組んでいます。

この度、らくなん進都内への企業立地を促進させるため、立地する企業に土地の売却・貸付等を行った土地所有者の方に交付する奨励金について、交付対象者の募集を開始しますので、お知らせします。

なお、平成28年度から実施している「奨励金の上限額の拡充(3倍に拡充)」及び令和元年度から実施している「対象施設や業種の拡大」を令和3年度も継続します。

(※)京都市南部を南北に貫く幹線道路である油小路通沿道を中心とした、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれた、面積約607haの地区

### 1 奨励金の名称

らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金

### 2 奨励金の交付対象

#### (1) 交付対象

らくなん進都内に土地を所有する法人又は個人が、企業等の本社、事務所、工場、開発拠点、研究所等の立地のため、当該土地の売却・貸付け又は当該土地での貸し事業所の新築・増築・改築を行う場合

#### (2) 令和元年度からの拡大内容

- これまで本社は製造業等に限定していたが、すべての業種に拡大
- 新たに事務所(延べ面積1,500㎡以上)及び倉庫(延べ面積200㎡以上かつ、製造業等が自社の業務のために使用するものに限る)を対象に追加(追加した対象は下表下線太字部分)

平成30年度以前		令和元年度～	
建物用途	条件(業種等)	建物用途	条件(業種等)
本社・ 工場・ 研究所・ 開発拠点	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等	本社	<u>すべての業種</u>
		<u>事務所(支社・営業所・テナントビル等)</u>	<u>延べ面積1,500㎡以上(すべての業種)</u>
		工場・研究所・開発拠点	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等
		<u>倉庫</u>	<u>製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等の自社倉庫(延べ面積200㎡以上)</u>

限度額「500万円→  
1,500万円」を継続

### 3 奨励金の額等

区 分	奨励金の額	限度額
土地の売却	売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.05を乗じて得た額(売却価格×4.75%)	1,500万円 ただし、売却する土地の面積が1,000㎡未満の場合、500万円
土地の貸付 貸し事業所 の新築等	企業が事業所等としての使用を開始した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から「6年度分」の交付対象事業に係る土地に対する固定資産税及び都市計画税に相当する額	単年度当たりの限度額 200万円

土地の貸付等の場合の交付  
期間「2年→6年」を継続

### 4 奨励金交付の対象となるための条件

区 分	土地の所有期間	土地又は建物の面積	貸付期間
土地の売却	5年超	500㎡以上	—
土地の貸付け	—	500㎡以上	10年以上
貸し事業所の新築等	—	500㎡以上	3年以上

### 5 募集期間、交付対象事業の指定等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内で随時受け付け、審査後、交付対象事業の指定を行います。

なお、申請は、事業着手（売買契約等）を行う日の前日までとします。

### 6 申請方法（奨励金交付までの流れ）

- (1) 売買、賃貸契約前に交付対象事業の指定申請
- (2) 企業操業開始後に使用開始報告書等の提出
- (3) 企業操業開始の翌年度（※）奨励金の交付申請
- (4) 交付決定後、奨励金の請求

※操業開始が令和3年1月2日～3月末の場合は翌々年度になります。

### 7 問合せ先

都市計画局まち再生・創造推進室（電話 075-222-3503）